

# 保険・補償適用外となる例

## 1. 会員以外の方の運転



## 2. 「追加運転者登録」をしていない方の運転



## 3. 予約者が同乗していない運転



## 4. 無断延長



※ご利用時間内のご延長は、カーナビからの手続き、もしくはお電話(0570-03-5037)からも可能です。

その他、下記も適用外となります。

- |          |             |  |
|----------|-------------|--|
| ・事故の無申告  | ・相手方と直接示談   | ・正常な運転ができない状態での事故<br>(運転を禁止されている病気・薬物など) |
| ・虚偽申告    | ・飲酒運転など法令違反 | など                                       |
| ・警察へ届出せず | ・車両返却後の事故報告 |  |

その他、貸渡約款に掲げる事項に違反がある場合は、保険・補償の適用ができません。

## 会員様のご利用時に 貸渡約款違反があった場合

### 1. 保険・補償の適用不可

事故の相手方への賠償及び示談は会員様ご自身で行っていただきます。

### 2. 車両の修理費用を請求

当社車両の修理費用、または修理金額が車両時価格を上回る場合は車両時価額を会員様へ請求いたします。

### 3. NOC(ノンオペレーションチャージ)を請求

安心補償サービスに加入していても、貸渡約款の違反時は適用外となり、ご負担いただきます。

### 4. 会員資格の取り消し

会員資格の取り消し以前になされた予約についてはご利用いただけません。法人会員様は、登録運転者すべての方のサービス提供が停止となり、法人利用資格自体の取り消しとなります。

※その場合、パーク24グループの他のサービスはご利用いただけません。